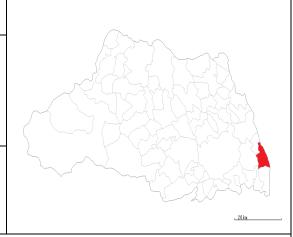
吉川市こども発達センター給食搬入特区

都道府県名: 埼玉県

申請主体名: 吉川市

区域の範囲: 吉川市の全域



特区の概要:

現在吉川市では、発達障がいに対する認知度や早期段階で 療育を受けるニーズが高まっており、要配慮児童やその家族 を地域で支援する児童発達支援センターの整備が求められ ている。しかし、児童発達支援センターに求められる給食の 施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達 支援センター設置の大きな障壁となっている。

特例措置を活用し、給食の外部搬入方式を導入すること で、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行す ることができる。これにより、地域の中心的な療育施設とし て、要配慮児童やその家族に対する支援、要配慮児童を取り 巻く環境の整備等を行い、市内の療育サービスの質の向上、 総合的な支援体制の充実を図っていく。

の特例措置:

適用される規制・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認 事業





給食の様子

療育活動の様子